



住民異動届審査時に本人確認を行います

町民税務課 戸籍年(金係)
〒52 2145

近年、転入届や転出届などにおける第三者の「なりすまし」による不実の届出事件が発生しています。これを未然に防止し、併せて住民基本台帳の正確な記録を確保することを目的に、住民異動届(転入届、転出届、転居届、世帯主変更届)を対象に窓口での本人確認をする取扱いとなりますので、主旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。また、この取扱いは全国的に実施されますので、他市区町村に転入されると

きも同様のご協力をお願いします。

対象とする届出

付記転出届(住民基本台帳カードを持っていない方が転入届前にあらかじめ、郵送などでもとの住所地の役所へ提出する転出届)を除くすべての住民異動届を対象とします。

本人確認の対象者

窓口へ届出をした方(届出人または代理人もしくは使者)

本人確認の方法

運転免許証または旅券、住基カードその他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書など(顔写真貼付のもの)で本人確認できるもの。また、顔写真貼付のものが無い場合は健康保険証、年金証書または本人名義の預金通帳、社員証などの書類で複数の提示をお願いします。

なお、前記証明書などの提示がない場合や審査時に必要と判断した場合は、口頭で質問を行って確認することもありますので、ご協力をお願いします。

遺言や大切な契約は公証役場で

旭川公証人合同役場
〒0166 23 0098

10月1日から7日は「公証週間」

公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

遺言、離婚給付、金銭貸借、土地建物賃貸借など大切な契約を公正証書にしておくことで権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。

ご相談は、公証週間に關係なく土曜・日曜・祝日を除き、無料で、また電話でも行っています。

・旭川公証人合同役場

旭川市4条通9丁目朝日生命旭川ビル2階

〒0166 23 0098
FAX 0166 22 5553

・名寄公証役場

名寄市西1条南9丁目35
〒01654 3 3131
FAX 01654 3 3131

特設人権心配ごと相談所開設

いじめ・虐待・性別や障害があることを理由とする差別などのご相談に無料で応じます。相談内容の秘密は固く守りますので、気軽においでください。

とき 9月21日(水)
午後1時から午後3時まで
ところ 南富良野町役場 小会議室A
相談員 南富良野町人権擁護委員
法務局職員

●●● 問い合わせ先 ●●●

保健福祉課(社会福祉係) ☎ 52-2144

衆議院議員総選挙

9月11日は (小選挙区選出議員) の投票日です
最高裁判所裁判官国民審査

投票場所および投票時間

投票区	投票区域	施設名	投票時間
第1投票所	北落合	北落合除雪管理センター	午前7時 ~午後7時
第2投票所	落合	落合地区多目的センター	午前7時 ~午後7時
第3投票所	幾寅・東鹿越	町民体育館	午前7時 ~午後8時
第4投票所	金山	金山地区コミュニティセンター	午前7時 ~午後7時
第5投票所	下金山	下金山地区多目的センター	午前7時 ~午後7時

第3投票所(幾寅・東鹿越区域)の投票場所が町民体育館となっておりますので、お間違えのないようお願いします。

問い合わせ先
町選挙管理委員会事務局(役場内) ☎ 52-2112